情報リテラシー啓発のための羅針盤 参考スライド集

第1版 (2019年3月1日 発行)

株式会社ラック サイバー・グリッド・ジャパン編



目次

1. 情報モラル	1
■ インシデント項目 1. デマ・フェイクニュースを発信すること	2
■ インシデント項目?.炎上させること	3
■ インシデント項目 3. ネット依存	5
■ インシデント項目 4. 健康被害	7
■ インシデント項目 5. 誹謗中傷	8
■ インシデント項目 6. 不適切投稿	9
■ インシデント項目 7. ネットいじめ・ハラスメント	10
■ インシデント項目 8. 犯罪予告	12
■ インシデント項目 9. 著作権侵害	13
■ インシデント項目 10. 肖像権侵害	15
■ インシデント項目 11. プライバシー権侵害	16
■ インシデント項目 12. ネット選挙運動違反	17
■ インシデント項目 13. 出会い系サイトに起因する犯罪被害	19
■ インシデント項目 14. SNS 等に起因する犯罪被害	21
■ インシデント項目 15. リベンジポルノ	23
■ インシデント項目 16. 児童ポルノの製造、所持、頒布	24
■ インシデント項目 17. 違法・有害コンテンツ	26
■ インシデント項目 18. チート行為	28
■ インシデント項目 19. 不必要な位置情報の付与	29
■ インシデント項目 20. SNS 公開範囲設定の誤り	30
■ インシデント項目 21. フィルタリングやペアレンタルコントロール (OS の機能制限等	の未利用
	31
■ インシデント項目 22. ながらスマホ(歩きスマホ・運転中のながらスマホ等)	34
2. 情報セキュリティ	35
■ インシデント項目 23. 偽警告	36
■ インシデント項目 24. 不正アクセス	37
■ インシデント項目 25. フィッシング	38
■ インシデント項目 26. ウィルス(マルウェア)作成・提供・保管	39
■ インシデント項目 27. ウィルス(マルウェア)感染	40
■ インシデント項目 28. 情報漏えい(機密情報・個人情報等)	41
■ インシデント項目 29. OS やアプリの未更新	43
■ インシデント項目 30.不十分な ID/パスワードの取り扱い	44
■ インシデント項目 31. 機器の紛失・破損	45

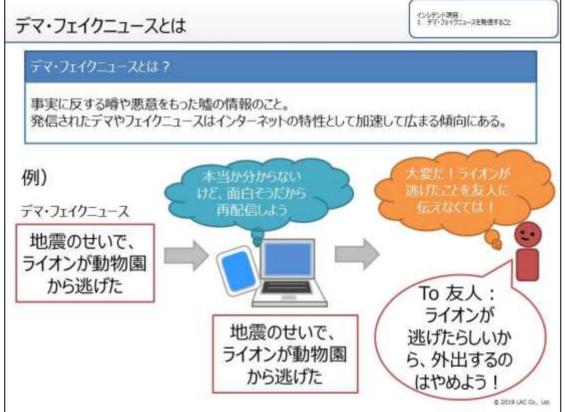
3. 消費者トラブル	46
■ インシデント項目 32. 迷惑メール	47
■ インシデント項目 33. 有害広告	48
■ インシデント項目 34. 架空請求・不正請求	49
■ インシデント項目 35. 高額課金	50
■ インシデント項目 36. 情報商材	51
■ インシデント項目 37.オンライン売買仲介サービスでのトラブル	
(インターネット・オークション、フリマにおけるトラブル)	52

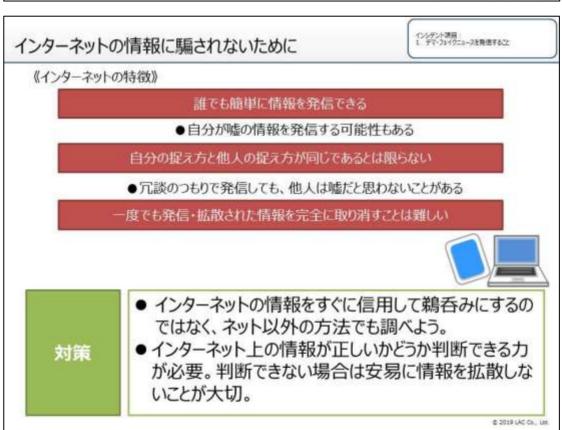
※ 本書の内容は株式会社ラック サイバー・グリッド・ジャパンで取りまとめたものであり、株式会社ラックの意見を代表するも のではありません。

1. 情報モラル

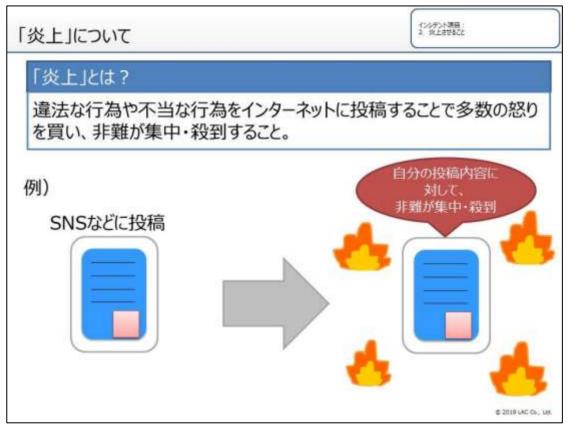
- インシデント項目 1. デマ・フェイクニュースを発信すること
- インシデント項目?. 炎上させること
- インシデント項目 3. ネット依存
- インシデント項目 4. 健康被害
- インシデント項目 5. 誹謗中傷
- インシデント項目 6. 不適切投稿
- インシデント項目 7. ネットいじめ・ハラスメント
- インシデント項目 8. 犯罪予告
- インシデント項目 9. 著作権侵害
- インシデント項目 10. 肖像権侵害
- インシデント項目 11. プライバシー権侵害
- インシデント項目 12. ネット選挙運動違反
- インシデント項目 13. 出会い系サイトに起因する犯罪被害
- インシデント項目 14. SNS 等に起因する犯罪被害
- インシデント項目 15. リベンジポルノ
- インシデント項目 16. 児童ポルノの製造、所持、頒布
- インシデント項目 17. 違法・有害コンテンツ
- インシデント項目 18. チート行為
- インシデント項目 19. 不必要な位置情報の付与
- インシデント項目 20. SNS 公開範囲設定の誤り
- インシデント項目 21. フィルタリングやペアレンタルコントロール(OSの機能制限等)の未利用
- インシデント項目 22. ながらスマホ(歩きスマホ・運転中のながらスマホ等)

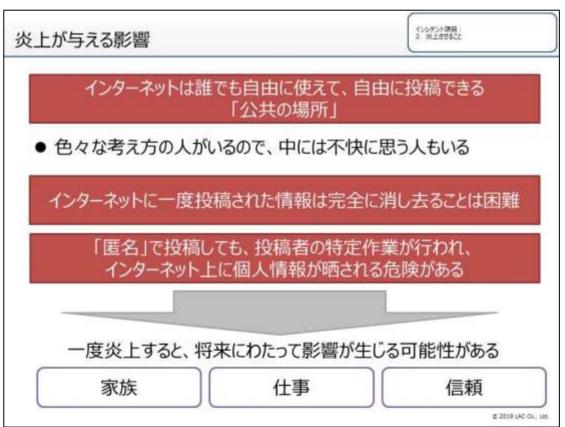
■ インシデント項目 1. デマ・フェイクニュースを発信すること





■ インシデント項目?. 炎上させること





炎上させないために必要なこと

インシテント研目:

対策

- 相手や投稿する内容をしっかり吟味する。
 - ▶ 人を傷つける内容ではないか
 - ➤ インターネットの大きさ、広がりを理解しているか
 - ▶ 法律に触れたり、機密情報に関係する内容ではないか
 - ▶ 情報管理がしっかりできているか
- 顔や名前を出しても言える内容を投稿する。

しっかり 確認!

@ 2010 DAC CO., Ltd.

社会人としての自覚

参考:「炎上」しやすい5つのパターン

インシテント専品:

1 企業による事件・事故

2 従業員による業務上の事件・事故・不適切行動 (投稿)

3 ブライベートにおける事件・事故・不適切行動 (投稿)

4 他者からの批判

5

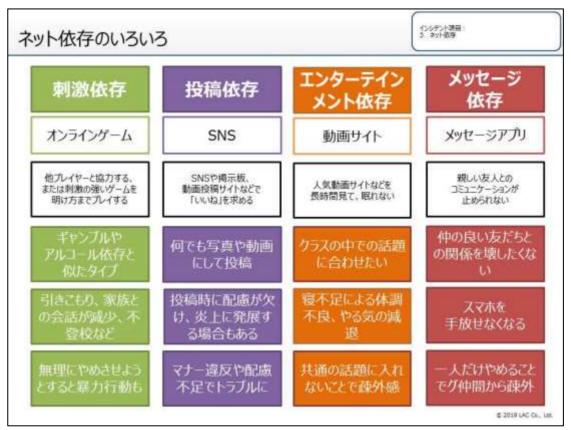
賛否が分かれるようなテーマに関する行動(投稿)

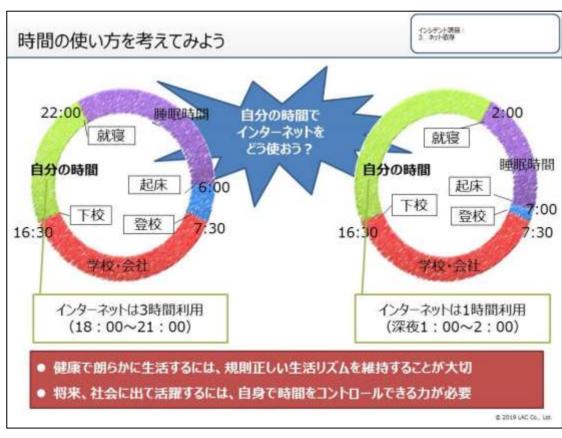
多様な意見に対

人種・民族・思想・宗教・政治的な立場などに関する投稿は、個々の考え方が多様で、対立意見を呼びやすく、炎上しやすい

£ 2019 LAC Co., Ltd

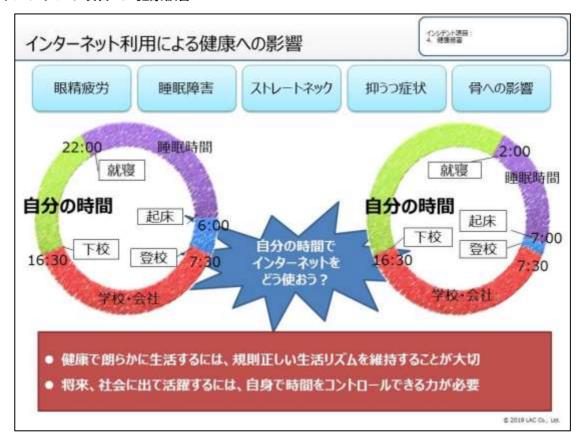
■ インシデント項目3. ネット依存







■ インシデント項目 4. 健康被害



■ インシデント項目 5. 誹謗中傷

「誹謗中傷」について

インシテント項目:
5 到路中間

「誹謗中傷」とは?

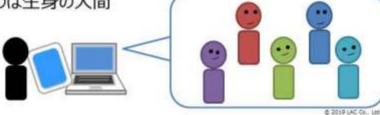
事実でないこと等を理由にして、悪口などの手段で相手の人格や名誉をおとしめたり傷つけたりする行為のこと。

《インターネットの特徴と「誹謗中傷」》

インターネットは誰でも自由に使えて、自由に投稿できる 「公共の場所」

- ルールやマナーを守ることが大切
- 匿名性が高いため安易に情報発信しやすいが、インターネットの

向こう側にいるのは生身の人間



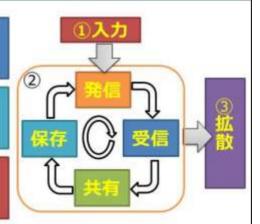
「個人が情報を発信する」ってどういうこと?

インシテント専員 5. 卸路中間 6. 不適切投稿

インターネットは個人が自由に情報発信できるはじめての道具

発信された情報は、 「多くの人が見る」ことを考える

インターネットで迷惑をかけた ときは、代償が生じる

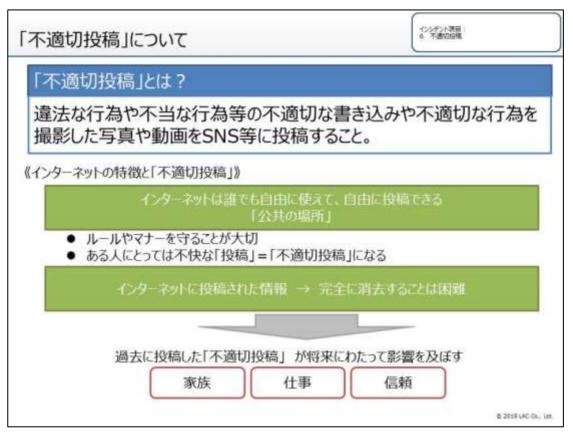


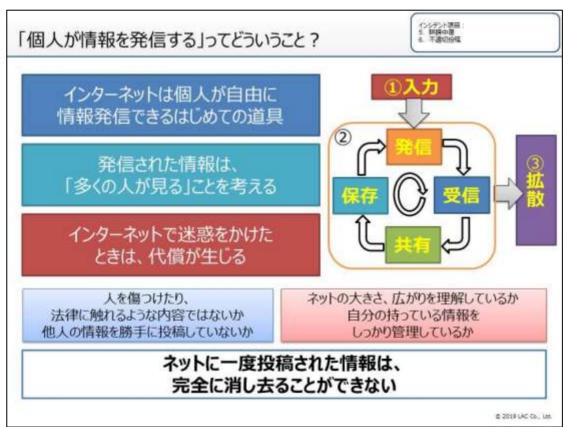
人を傷つけたり、 法律に触れるような内容ではないか 他人の情報を勝手に投稿していないか ネットの大きさ、広がりを理解しているか 自分の持っている情報を しっかり管理しているか

ネットに一度投稿された情報は、完全に消し去ることができない

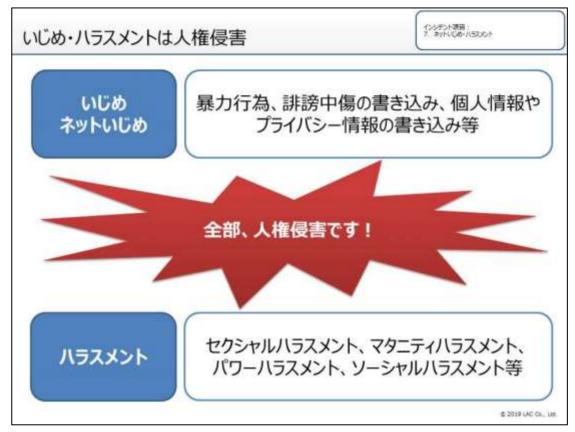
@ 2019 LAC Co., Ltd

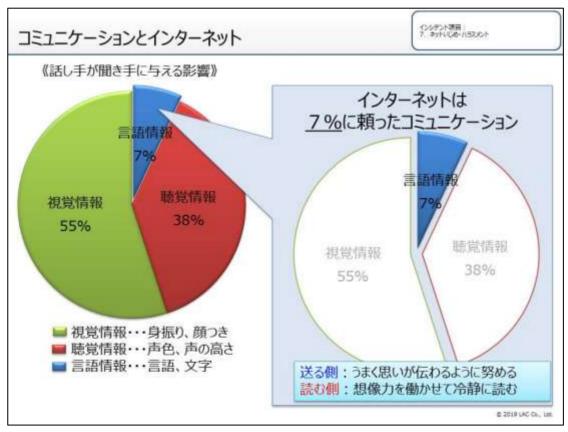
■ インシデント項目 6. 不適切投稿





■ インシデント項目 7. ネットいじめ・ハラスメント





インシテント専員: 7. ネットいじめ・バラスソント ネットいじめ ~気をつけたい言葉の使い方~ どうして来るの? なんで なんでくるの どうやって来るの? まだ食べれる? もういらない 大丈夫 大丈夫 まだ食べられる ガンバレ ガンバレよ 応援してるから頑張って あの人、変 ヤバい あの人、ヤバい あの人、凄い かわいいと思わない! ~ない かわいくない かわいいと思わない? 言葉だけで伝えるのはとても難しいので、 間違って伝わらないか必ず確認してからメッセージを送りましょう @ 2010 LAC Co., Let.

ソーシャルハラスメントにご注意

インシテント項目:
7、ネットレじめ・バラスメント

ソーシャル・ハラスメント (ソーシャルメディア・ハラスメント) とは?

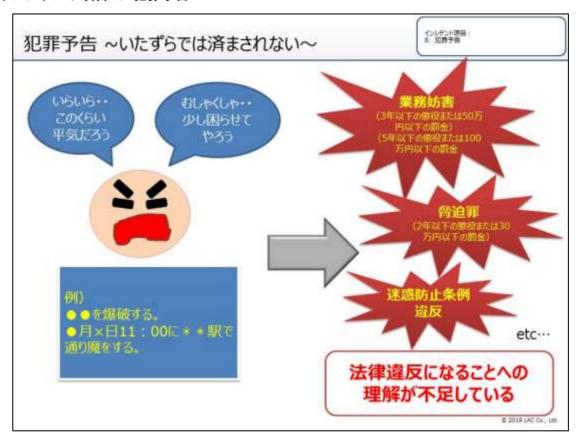
- ●職場の地位や立場の優位性を背景に、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス) 利用者間で発生する嫌がらせ行為
- SNSが一般に浸透するようになった2012年頃から使われるようになった
- ●下記のような場合が該当
 - > SNSで友人登録を強要
 - ➤ 投稿を逐ーチェックしてコメント or 自分の投稿に対する反応やコメントの強要
 - ▶ 休日にも関わらずSNSを使って連絡をとる
 - ▶ 個別メッセージを送るなど不必要に執拗なコミュニケーションを求める
- ⇒ 相手が苦痛を感じる場合=ハラスメントとなりうる

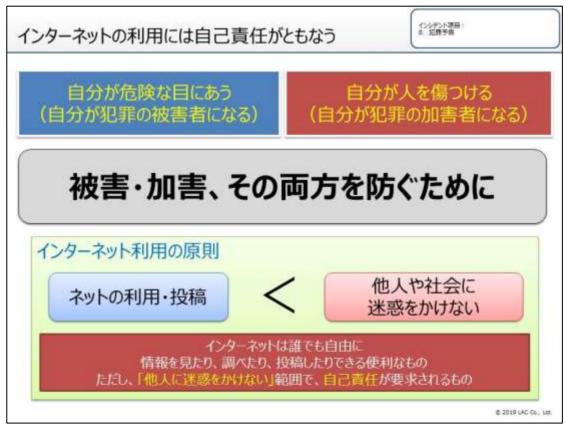
対策

- SNSの公開範囲設定を見直そう。
- ●業務以外に関することで不要不急な連絡は控えよう。
- むやみにプライベートな部分に踏み込まない。
- 職場でSNSの利用ルールを決めよう。

@ 2019 LAC Co., Let

■ インシデント項目 8. 犯罪予告





インシデント項目 9. 著作権侵害

著作権とは?(「著作権」・「著作者」・「著作物」)

インシテント専用 9. 著作権侵害

「作品」の使用を許可したり、禁止したり、条件をつけたりすることできる権利が「著作権」 「著作権」の内容は著作権法で定められています

「著作権法」

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の 権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著 作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

著作者人格権 著作権 著作者だけが持つ権利 著作物に関する権利 著作権 著作権 広義の著作権 害作隣接権 **味養の整作権** 伝達者の権利

イラスト、音楽、ゲーム、写真、 小説の他、「作品」を創る人 「著作者」 (プロ、自分、友だち)

著作権法によって権利が認められている 「作品」、作者の考えや気持ちが作者なり の方法で表現されたもの

「著作物」(舞踊、建築、Webサイトデザ インや投稿物も含む)

@ 2010 LAC Co. Lini

著作権侵害と罰則

インシテント専用 9. 著作権理書

- 著作物を著作権者の許諾なく無断で利用することは、著作権侵害となる
- 許諾が不要な場合は、その限りではない
- 著作者に無断で内容や観号の改変、著作者に無断での著作者名の公表や変名などは、著作者人格権侵害
- 違法であることを知りながら複製物を頒布すること
- 頒布目的で所持するこ
- 著作物の利用時につけられた情報や利用許諾の条件等を故意に改変すること
- 遺法であることを知りながら著作物をダウンロードすること

護則 (刑事部)

著作権法では、被害者である著作権者が告訴する ことが必要 (親告罪 ※一部例外有)

- 著作権、出版権、著作議接権の侵害
- 10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金
- 著作者人格権、実演家人格権の侵害など 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
- 法人などが著作権等 (著作者人格権を除く) を侵害した場 3億円以下の罰金
- 私的使用目的であっても、流法アップロードであり、有償で提 供であることを知りながら、自動公衆送信でデジタル録音・録 画する行為
- 2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金 ※「懲役刑」と「罰金刑」は併料することができる。
- ※1:侵害された著作権等が著作権等管理事業者により管理
- されている場合。 ※2:複数ある場合は最も高い値。

差止請求:

- 侵害行為をする者に対するその行為の停止の請求
- 侵害の恐れのある行為をする者に対する侵害の予防の請求
- 優害行為を組成した物、侵害行為によって作成された物または もっぱら侵害の行為に供された機械や器具の廃棄その他の侵害の 停止・予防に必要な措置の請求

損害賠償請求(著作権法の算出規定):

- 「損害額」=「侵害者の譲渡等数量」×「権利者の単位あたりの利 益」(ここまでの計算結果が著作権者の販売等を行う能力に応じ た類を超えない限度) - 「権利者が販売等を行えない事情に応じ た金額」
- 「損害額」=「侵害者が得た利益」
- 「損害額」=「ライセンス料相当額」
- 「損害額」=使用料規定により算出した額(※1、※2)

不当利得返還請求

著作権侵害による不当利得を返還請求することができる

名誉回復等の措置請求:

著作者は人格権を侵害した者に対して、著作者は謝罪広告の 掲載などの措置を求めることができます

著作権侵害の事例

インシテント専行

歌詞改変

- 演歌歌手が独自の歌詞を追加して TV器組で歌唱(作詞者は別のよ)
- TV番組で歌唱(作詞者は別の人)

 芸人が童謡の歌詞をアレンジして自
 身のネタとして使用

著作権者に無断で、歌詞の変更、台詞の 挿入や改題などを行ったことで、著作人格 権の主張がされたケース

著作権譲渡

音楽プロデューサーが自身の楽曲の著作権を売却しようとし、5億円を受け取ったが、著作権の一部はレコード制作会社に譲渡されており、詐欺容疑で逮捕。

人格権と財産権としての著作権を混同して しまう

著作権フリーの音源利用

 芸人が、自分の芸を行うのに著作権 プリーの音源を使用していたが、その音 源を一部改変の上、その音源を有償 配信したため、著作者より利用許諾 違反として、利用の差し止めを要求さ れた。

同一性保持権と公衆送信権の主張

著作権の所有者

 音楽作品が、注目を浴びたが、その 連の作曲者は実は別人で、ゴース トライターだったことが判明。実際の作 曲者はその大半の著作権を放棄。

ゴーストライターの場合の著作権や人格権 の所属が問われる

音楽教室

 JASRAC (一般社団法人日本音楽 著作権協会)は、音楽教室で演奏 される楽曲にも著作権料が生じるとして、音楽教室に対して使用料請求の 方針を明らかにした。

音楽教室における演奏が公衆への演奏と 解されるか?

サーバ管理者

 ブログに著作物が違法に掲載され、 開設者が不明なため、サーバ管理者 に対し、削除要請。一度削除したが、 開設者より所有権を主張され、元に 戻したがサーバ管理者が逮捕。

違法と知りながらの対応は違法

@ 2010 (AC Co., Ltd.

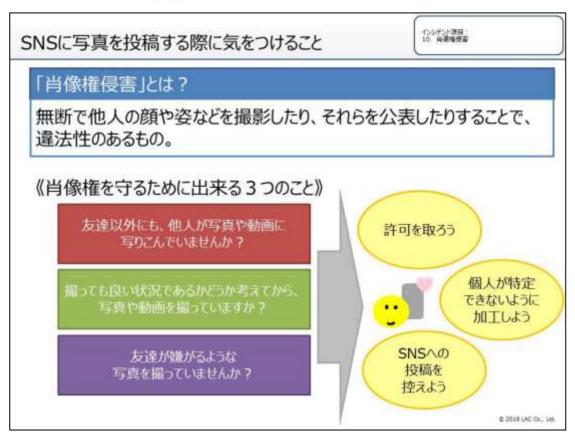
参考:著作物を自由に利用できる事例

インシテント専用 9. 著作権侵害

学校における複製等	学校で先生が作る教材や、生徒が授業で使用する時は
	著作物を複写できる。ただし、ドリルやワークブックのように生 徒向けに販売されているものは、対象外になる。 文化祭や体育祭などは、学校教育の延長として解釈される が、部活動については、その活動場所や内容によって、許諾 が必要な場合がある。
非営利目的の演奏等	 ■ 営利を目的としないこと ● 入場料が無料であること ● 出演者に金銭など報酬が支払われないこと 以上がすべて満たされている場合、著作物を「演奏」「上演」 「上映」「口述」できる。
インターネット情報検索サー ごスにおける複製	インターネットの情報検索サービス業を行う者は、サービスを 提供するために必要と認められる範囲で、著作物の複製・翻 案・自動公衆送信を行うことができる。

£ 2019 LAC Co., U

■ インシデント項目 10. 肖像権侵害



■ インシデント項目 11. プライバシー権侵害

プライバシー権って何だろう?

インシテント専員: 11、プライバシー権便害

プライバシー権とは?

- 他人に知られたくない私事をみだりに取得されたり、公開、その他不当に利用されない権利
- 憲法13条 幸福追求権を根拠に認められている人格権の一つ
- 公開された内容が下記の要件を満たすもの(※原則)
 - ▶ 私生活上の事実、または事実であると受け取られる可能性がある事柄
 - ➤ 一般人の感受性を基準にして、被害者の立場で考えた時に公開して欲しくないだろう と認められる事柄
 - > 一般の人々にいまだ知られていない事柄
 - > 公開により被害者が実際に不快、不安を感じた

インターネット上でのトラブル事例

SNSに写真を 勝手にアップロード インターネット 検索履歴の利用 報道や警察以外 による防犯カメラ 映像の公開

個人情報や 私生活について 無断で掲載

対策

- プライバシー情報を公開する場合、公開内容と範囲について本人の承諾を 得よう。
- インターネットで公開した情報は拡散される可能性があることを念頭において、 情報の内容を判断しよう。

@ 2010 LAC Co., Ltd.

■ インシデント項目 12. ネット選挙運動違反

選挙運動について

インシゲント連回: 12、ネット選挙運動選反

選挙運動 そもそも何だろう?

特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得 又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為

選挙運動できる期間は?

● インターネットを利用した選挙運動も含めて、公示・告示日~投票日の前日まで(公職選挙法第129条)

選挙運動 何歳からOK?

- 18歳以上の成人のみ
- ◆ 未成年者(18歳未満)はボランティアなども含めて一切の選挙運動 不可 ※違反した場合は未成年でも罰則(1年以下の禁錮又は 30万円以下の罰金(公職選挙法第239条第1項第1号))

@ 2019 LAC Co., Ltd.

公職選挙法の改正: インターネット選挙運動解禁

インシテント連接: 12、ネット選挙運動選長

平成25年4月19日 公職選挙法改正(インターネット選挙運動解禁)

	できること/できないこと	B32.5	報通費	第三套
ウェブサイト等を用い た選挙運動	ホームページ、プログ等	0	0	0
(題字運動)	SNS	0	0	0
	政策動画のネット配信	0	0	0
	政見放送のネット配信	Δ	Δ	Δ
電子メールを用いた選挙運	選挙運動用電子メールの送信	0	0	×
動	選挙運動用ビラ・ポスターを添付したメールの送信	0	0	×
	送信された選挙運動用電子メールの転送	Δ	Δ	×
ウェブサイト上に掲載・選挙連 して頒布(証紙なし)	動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷	×	×	×
ウェブサイト等・電子メールを用	ルに落選運動	0	0	0
有料インターネット広告	選挙運動用の広告	×	×	×
	選挙運動用ウェブサイトに直接 リンクする広告	0	×	×
	接拶を目的とする広告	×	×	×

気をつけよう! ~18歳未満の選挙運動禁止~

インシテント連接: 12 おけ選挙運動造反

18歳未満の者や選挙犯罪により公民権停止中の者は、現行法において、選挙運動そのものが禁止されており(公職選挙法137条の2第1項、137条の3)、インターネット選挙 運動の解禁後も、同様に、これを行うことができない。



公職選挙法

第百三十七条の二 年齢満十八年未満の者は、選挙運動をすることができない。

2 何人も、年齢満十八年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。ただし、選挙 運動のための労務に使用する場合は、この限りでない。

第百三十七条の三 第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができない。

@ 2019 LAC Co., Ltd.

絶対にやめよう! ~誹謗中傷・なりすまし対策~

インシゲント項目 12 ネット選挙運動選長

現行法下においても、候補者についての虚偽事項等の公表が、

- ① 虚偽事項公表罪 (公職選挙法235条2項、4年以下の懲役・禁錮又は100万円以下の罰金)
- ② 名誉毀損罪(刑法230条1項、3年以下の懲役・禁錮又は50万円以下の罰金)
- ③ 侮辱罪 (刑法231条、拘留又は科料)

に該当する場合には、刑事罰の対象となり得る。

ただし、政党等について、虚偽事項等の公表が行われた場合については、虚偽事項公表罪は適 用されない(名誉毀損罪及び侮辱罪は適用あり)。

また、候補者等のWebサイトの改ざんについても、これが、

- ① 選挙の自由妨害罪(公職選挙法225条2号、4年以下の懲役・禁錮又は100万円以下の罰金)
- ② 不正アクセス罪 (不正アクセス行為の禁止等に関する法律3条、11条、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

等に該当する場合には、同様に刑事罰の対象となり得る。

安易に候補者や政党になりすましたり、誹謗・中傷する行為を行なった場合は、関係法令により厳しく罰せられますので、絶対にやめましょう。

£ 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 13. 出会い系サイトに起因する犯罪被害

気をつけよう! 出会い系サイト

インシテント専員: 13 出会に乗り小に起席する犯罪被害

「出会い系サイトに起因する犯罪被害」とは?

青少年が出会い系サイトを利用することで巻き込まれる性犯罪等の 犯罪被害のこと。

また、出会い系サイトを使った詐欺や脅迫、売春にかかわること。

- 18歳未満は利用禁止
- 18歳未満を対象に援助交際等を求める書込み
 - = 処罰の対象(成人、児童)

対策

3

4

- 軽い気持ちで参加したり、犯罪に関わったりしない。
- フィルタリングを設定しよう。

@ 2019 LAC Co., Let.

参考:出会い系サイトの定義

インシテント専員: 13 出会に乗り小に起席する記録検査

インターネット異性紹介事業(以下の4つすべて満たしているサイト)

実性交際希望者の求めに応じて、その者の異性交際に関する情報を
インターネット上の電子掲示板に掲載するサービスを提供

2 異性交際希望者の異性交際に関する情報を 公衆が閲覧できるサービス

インターネット上の電子掲示板に掲載された情報を閲覧した異性交際希望者が、 その情報を掲載した異性交際希望者と電子メール等を利用して相互に連絡すること ができるようにするサービス

有償、無償を問わず、これらのサービスを 反復継続して提供している

性別を問わない交際を目的としたものは出会い系サイトではない

@ 2019 LAC Co., Ltd.

参考:出会い系サイト規制法

インシテント項目: 13 出会に基サイトに起席する犯罪被害

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為をしてはならない。

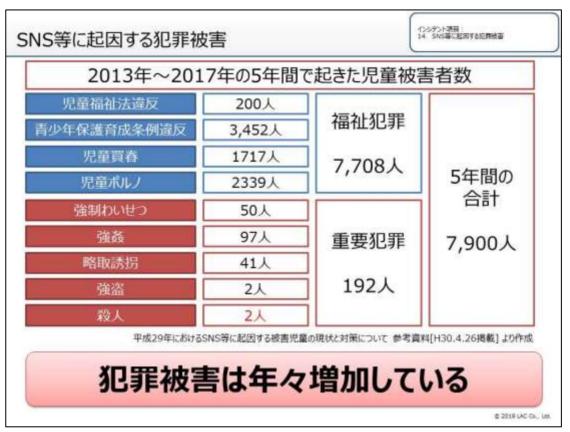
- 1. 児童を性交等の相手方となるように誘引すること。
- 2. 人を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。
- 3. 対償を供与することを示して、児童を異性交際の相手方となるように誘引すること。
- 4. 対償を受けることを示して、人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。
- 児童を異性交際の相手方となるように誘引し、又は人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。

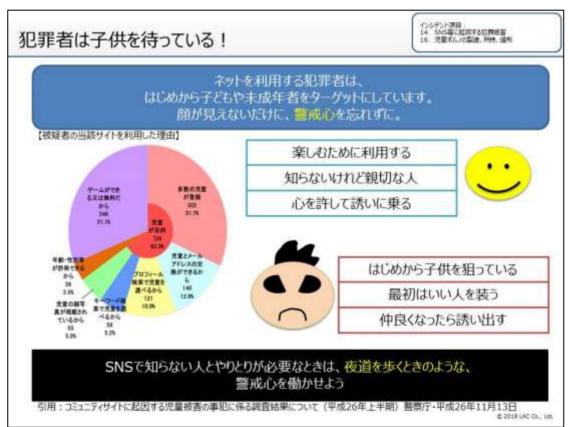
出会い系サイト等の運営者事業者に対する義務

- 年少者による利用の禁止の明示
- 年少者でないことの確認
- 年少者の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止措置

@ 2019 LAC Co., Ltd.

■ インシデント項目 14. SNS 等に起因する犯罪被害





被害者にならないために SNS等で知り合った人にはむやみに会わない どうしても必要なときは、大人を同伴する 待ち合わせ場所は、交番の前や人通りの多いところ 相手の車には絶対に乗らない 児童ポルノは会わなくても被害 相手の脅しに乗らない(相談する勇気)

@ 2019 LAC Co., Ltd.

児童ポルノの被害は一生続く

■ インシデント項目 15. リベンジポルノ

「リベンジポルノ」とその影響

インシテント専員: 15 ジベンジポルノ

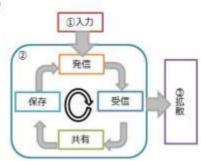
「リベンジポルノ」とは?

盗撮画像や、相手への復讐手段として、元交際相手や元配偶者の性的な写真・動画をインターネット上で不特定多数に公開すること。

《インターネットの特徴と「リベンジポルノ」》

インターネットは個人が自由に情報発信できるはじめての道具

発信された情報は、 「多くの人が見る」ことを考える



ネットに一度投稿された情報は、完全に消し去ることができない

@ 2010 (AC C). UH.

撮らない・撮らせない・送らない

インタテント専員: 15 9/09ポレノ

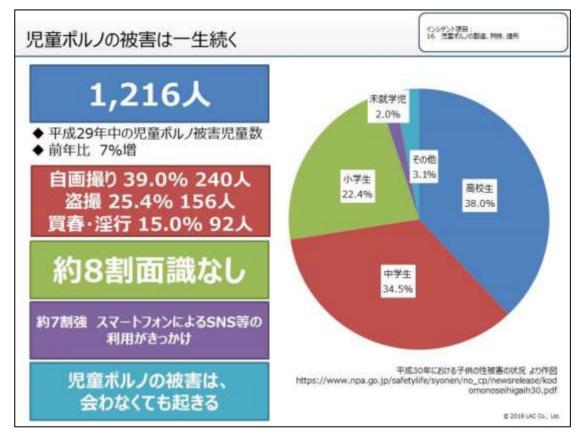
自分が危険な目にあう (自分がリベンジポルノの 被害者になる) 自分が人を傷つける (自分がリベンジポルノの 加害者になる)

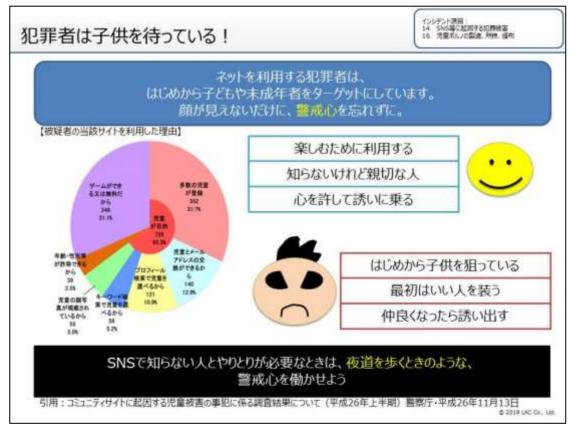
被害・加害、その両方を防ぐために

性的な画像や動画を 「撮らない・撮らせない・送らない」 それは愛情表現ではありません。 はっきりと断りましょう。 リベンジポルノは犯罪です。 公表すること、提供すること、 ともに処罰の対象です。 絶対にやめましょう。

© 2019 LAC Co., Lip

■ インシデント項目 16. 児童ポルノの製造、所持、頒布





参考:児童ポルノの定義と 児童買春・児童ポルノ禁止法

インシテント現留: 16 児童ポルノの製造、別様、運布

【児童ポルノの定義】

「児童ボルノ」とは、写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識する ことができる方法により描写したものをいう。

- 一. 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に関わる児童の姿態
- 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の 姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位(性 器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。)が霧出され又は強調されているものであ り、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

【児童買春・児童ポルノ禁止法】

「児童 |とは、**18歳に満たない者 = 青少年**

児童買春すること: 5年以下の懲役又は300万円以下の罰金

児童賞春を周旋・勧誘すること:5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(併科) 児童賞春の周旋・勧誘を棄として行うこと

7年以下の懲役及び1000万円以下の罰金

児童買春等の目的で児童を売買すること: 1年以上10年以下の懲役

児童ポルを他人に提供すること:3年以下の懲役又は300万円以下の罰金 児童ポルノを不特定多数に提供・公然と赚列すること

: 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(併科)

@ 2019 (AC Ob., Ltd.

参考:児童ポルノのブロッキング

インシデント項目: 16. 児童ポルノの製造、粉練、運布

法第16条の3

インターネットを利用した不特定の者に対する情 報の発信又はその閲覧等のために必要な サービスを提供する事業者は、捜査機関への協力、その管理権限に基づき児童ポルノに係 る情報の送信を防止する措置その他インターネットを利用したこれらの行為の防止に資するた めの措置を講ずるよう努める。

児童ポルノについては、その製造時に個々の児童への著しい性的虐待を伴うことや被害児童 に対する脅迫の道具として利用され得るという問題があるほか、児童ボルノがインターネット上に - 旦流通した場合には、これを回収することは極めて困難であり、性的虐待の現場を永久に 残し、被害児童の心を傷つけ続けることとなるという問題や児童ボルノの流通によって児童を 性欲の対象として捉える風潮を助長する。

※社団法人電気通信事業表協会「「児童ポレノ掲載アトレスリスト作成管理団体 運用ガイドライン (室)」に対する意見について」 (http://www.tca.or.jp/information/pdf/comment/20100128.pdf)

インターネット・ ホットラインセンター/ 警察

情報 提供

インターネット コンテンツセーフティ 協会

リスト 提供

インターネット サービスプロバイダ

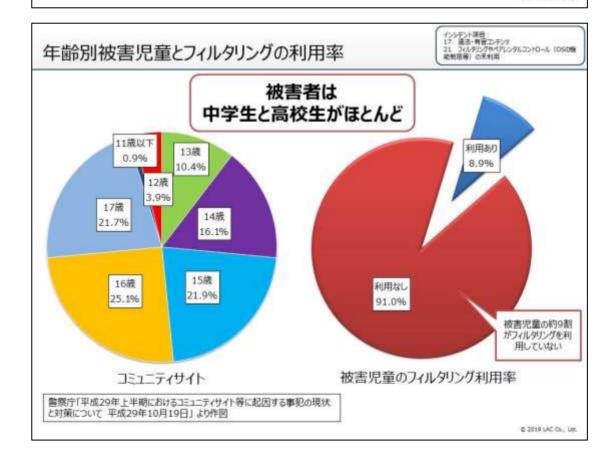
削除要請、判定、リスト作成

ブロッキング (閲覧阻止)

@ 2010 GAC Cb. UH

■ インシデント項目 17. 違法・有害コンテンツ

インシテント専員: 17. 進法・有害コンテンタ 違法・有害コンテンツって何だろう 総務省による違法・有害情報の整理 有害な情報 違法な情報 権利侵害情報 公序良俗に反する情報 ● 名誉毀損 (誹謗·中傷) 人の尊厳を害する情報 ● 著作権侵害 自殺を誘引する書き込み 事業者による自主的削除及び申し出 事業者による利用規約に基づく自主 による削除等の対応 的な削除等の対応 青少年に有害な情報 その他の違法情報 わいせつ、児童ポルノ アダルト情報、出会い系サイト ● 違法薬物売買 等 ● 暴力、残虐な表現 フィルタリングによる閲覧制限 事業者による自主的削除 @ 2010 LAC Co., Ltd.



インシテント専員: 17. 進法・有害コンテンタ 違法・有害コンテンツに触れるリスク インターネット上では誰でも 情報を発信可能なので、 違法・有害コンテンツに利用者が アクセスするリスクがある 児童ポルノ 暴力 自殺 薬物·犯罪 違法にアップロードされたもの アダルト情報 ● 犯罪誘引の起因となるリスク ● 犯罪に巻き込まれるリスク (被害・加害ともに) ● 成長段階にそぐわない刺激のあるコンテンツ閲覧によるリスク @ 2010 LAC Co., Ltd.

違法・有害コンテンツの閲覧を防ぐには

インシデント項目: 17. 進法・有害コンデンタ

フィルタリングをかけよう

フィルタリングとは、インターネットのウェブページやアブリを一定の基準で評価判別し、違法・有害なウェブページ等を選択的に排除する機能です。インターネットを利用していると、ウイルスが仕込まれたサイト、犯罪や薬物に関する情報、出会い系サイトやアダルトサイト、暴力的でグロテスクな表現など、通常ではなるべく接したくない情報に遭遇することがあります。フィルタリングを利用すれば、このような情報に接することを概ね防ぐことができます。

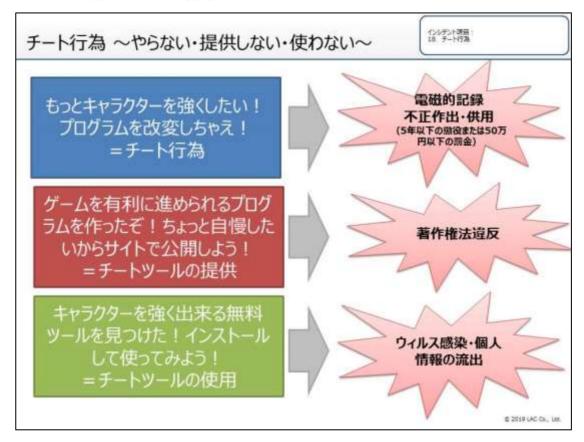
ペアレンタルコントロールをつけよう

- 動画投稿サイトの閲覧制限
- スマートフォンやゲーム機の機能制限
- デジタルコンテンツ配信サービスのレーティング設定

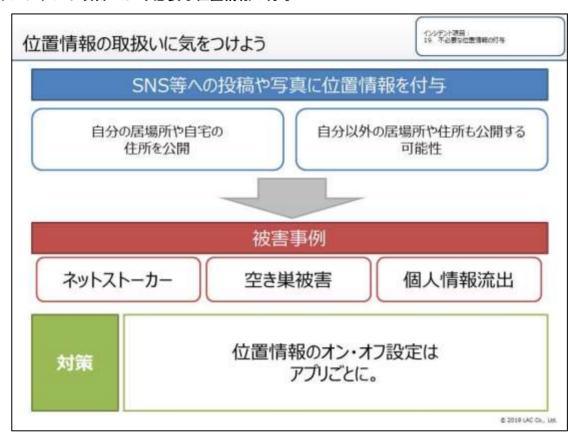
等

@ 2019 LAC Co., Ltd.

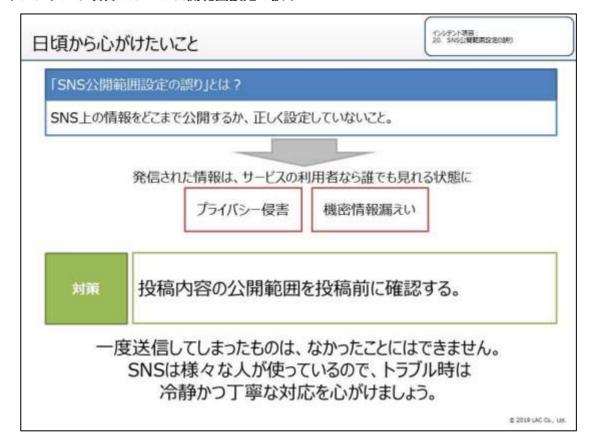
■ インシデント項目 18. チート行為



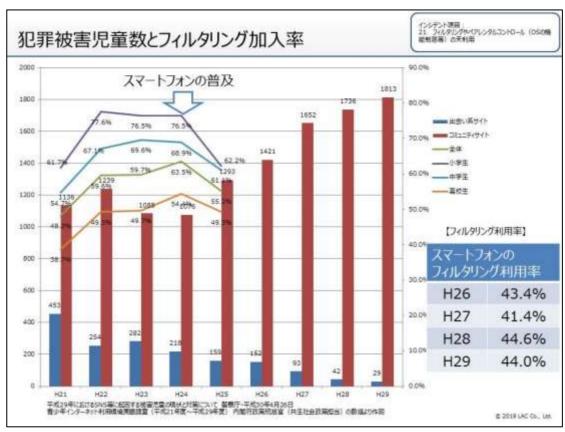
■ インシデント項目 19. 不必要な位置情報の付与

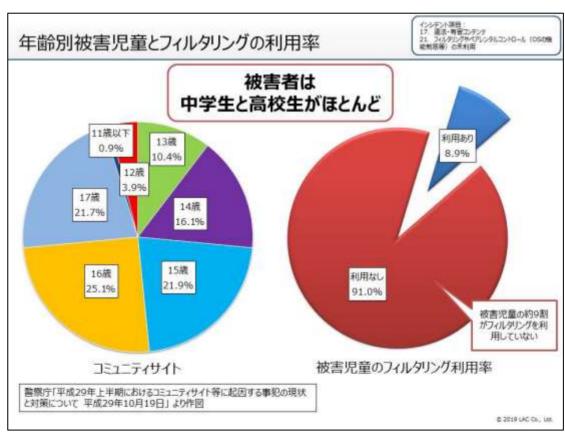


■ インシデント項目 20. SNS 公開範囲設定の誤り



■ インシデント項目 21. フィルタリングやペアレンタルコントロール(OS の機能制限等)の未利用





フィルタリングで制限できるもの

インシテント課目 21、フィルタングやペアレンタルコントロール (OSZ機 能制限局) の未利用

フィルタリングとは、インターネットのウェブページやアブリを一定の基準で評価判別し、違法・有 書なウェブページ等を選択的に排除する機能です。インターネットを利用していると、ウイルスが 仕込まれたサイト、犯罪や薬物に関する情報、出会い系サイトやアダルトサイト、暴力的でグロ テスクな表現など、通常ではなるべく接したくない情報に遭遇することがあります。フィルタリングを 利用すれば、このような情報に接することを概ね防ぐことができます。

	制限がかかるもの	
不正コード配布	セキュリティ	不法·違法
薬物	自 殺	出会い
結婚紹介	暴力・恐怖	アダルト
ギャンブル・宝くじ	飲酒·喫煙	コミュニケーション (一部)
	高校生程度利用可能	
極端な主張	成人娯楽・オカルト	懸賞·副収入

フィルタリングは法律で決まっている

インシデント項目 21. フィルタリングやペアレンタルコントロール (OS2機 総制部等) の未利用

インターネットを利用していると、ウイルスが仕込まれたサイト、 犯罪や薬物に関する情報、出会い系サイトやアダルトサイト、暴力的 でグロテスクな表現など、通常ではなるべく接したくない情報に 遭遇することがあります。フィルタリングを利用すれば、 このような情報に接することを概ね防ぐことができます。

青少年インターネット環境整備法によるフィルタリングに関する規定

第15条 携帯電話会社は、青少年の場合には、フィルタリングを条件として、契約しなければならない。ただし、保護者が、不要の申出をした場合は、この限りでない。

第16条 携帯電話会社や販売店は、利用者が青少年の場合、フィルタリングを有効化しなければならない。ただし、保護者が、不要の 申出をした場合は、この限りでない。

第17条 インターネット投続事業者は、求められたときは、フィルダリングソフトウェア又はフィルダリングサービスを提供しなければならない。

第18条 青少年が利用するインターネット接続機器を製造する事業者は、フィルタリングを組み込む等により利用を容易にする措置を講じて、販売しなければならない。

第19条 OS事業者は、携帯電話会社や製造事業者のフィルタリングソフトウェアやフィルタリングサービスの利用を容易にするように、当該プログラムを開発するよう努めなければならない。

@ 2019 LAC Co., Ltd.

フィルタリングと保護者の責務

インシテント専員: 21、フィルタングやペアレンタルコントロール (OSZ)機 最新限等) の天利用

子供がインターネット上の有害情報に悪影響を受けないように、 フィルタリングの活用と見守りをする

子どもがインターネットを利用する上で、 様々なトラブルに巻き込まれる恐れがあることに留意する

子どもに専用の携帯電話を購入・使用させる場合は、 事業者に申し出る

青少年インターネット環境整備法による保護者の責務に関する規定 (保護者の責務)

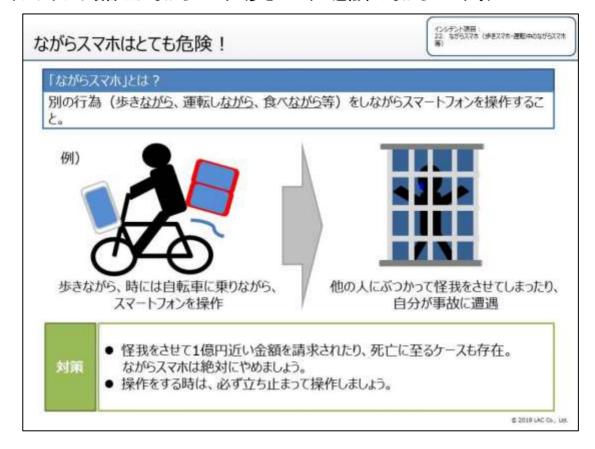
(体験者の具務) 第6条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

2 保護者は、携帯電話端末及びPHS端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

第17条2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける 契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

@ 2019 LAC Co., Ltd.

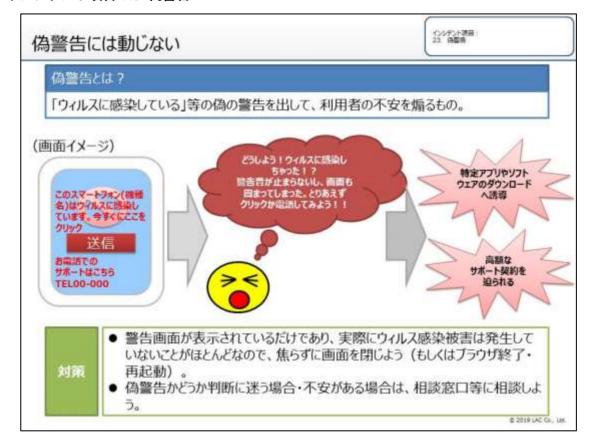
■ インシデント項目 22. ながらスマホ(歩きスマホ・運転中のながらスマホ等)



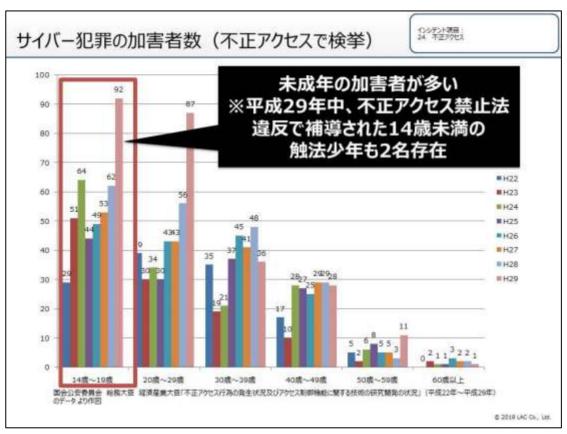
2. 情報セキュリティ

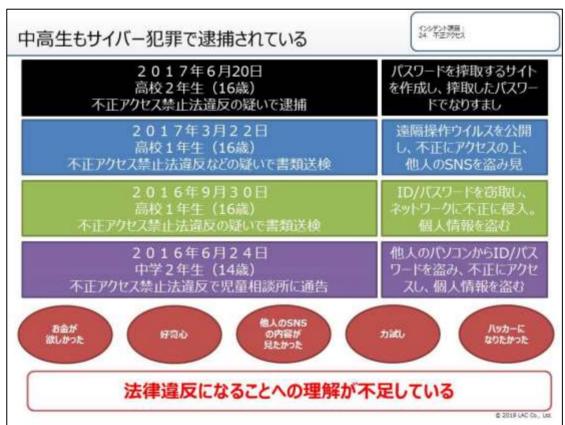
- インシデント項目 23. 偽警告
- インシデント項目 24. 不正アクセス
- インシデント項目 25. フィッシング
- インシデント項目 26. ウィルス(マルウェア)作成・提供・保管
- インシデント項目 27. ウィルス (マルウェア) 感染
- インシデント項目 28. 情報漏えい (機密情報・個人情報等)
- インシデント項目 29. OS やアプリの未更新
- インシデント項目 30. 不十分な ID/パスワードの取り扱い
- インシデント項目 31. 機器の紛失・破損

■ インシデント項目 23. 偽警告



■ インシデント項目 24. 不正アクセス





■ インシデント項目 25. フィッシング

騙されないための基本的な対策

インシテント専用 25 フィッシング

フィッシング詐欺

- 手口を知る
 - ➤ 怪しいと思えるようにする
- URL (ドメイン) を確認する
 - ▶ 偽物サイトは、本物サイトとまったく同じドメインは使えない
- 普段聞かれない情報を聞かれたら入力を思い止まる
 - ▶ クレジットカード情報や住所、第二暗証番号などを聞かれたら偽物の可能 性有

ウィルス(マルウェア)付きのメール

- 送信者のメールアドレスを確認する
 - ➤ 送信者のPCが乗っ取られていない限り、メールアドレスのドメイン部分は本物を使えない
 - ➤ 不審なメールは、無料メールアドレスを使って送られることが多い
- 添付ファイルが実行ファイル(exe等)であったら開かない
 - ➤ 一般的なやりとりでは実行ファイルは送ってこない
 - ▶ ウイルス対策ソフトが検知しないようにZIPファイルにすることが多い

@ 2019 (AC Co., Up

参考:フィッシング詐欺に関する普及啓発サイト

インシテント連合: 25 フィッシング

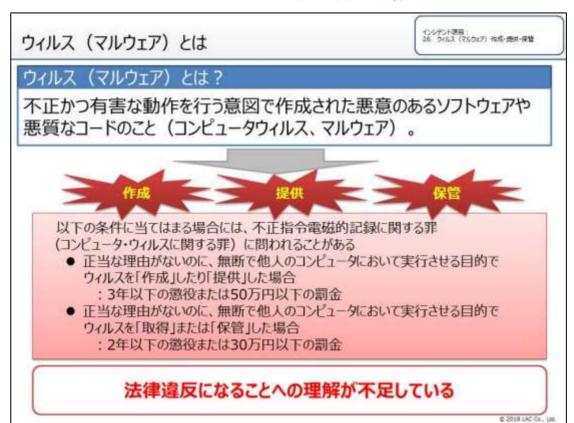
詐欺にひっかからないためには、 手口を知っておくことが効果大! 最近出回っているフィッシング詐欺の手口等を紹介してくれるサイトを 活用しよう

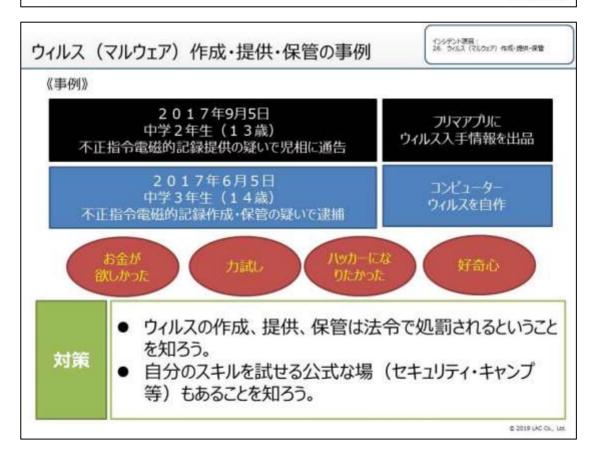
参考サイト

- フィッシング詐欺から身を守れ!サイバー防災訓練 https://www.cyber-bousai.jp/index.html
- フィッシング対策協議会 Council of Anti-Phishing Japan https://www.antiphishing.jp/

@ 2019 LAC Co., Ltd.

■ インシデント項目 26. ウィルス(マルウェア)作成・提供・保管





■ インシデント項目 27. ウィルス(マルウェア)感染

ウィルス(マルウェア)感染の脅威

インシテント連首: 27. ウイルス (マルウェア) 感染



□ 標的型

特定の仕事や趣味などを狙って攻撃を仕掛ける

- 迷惑メール 無差別に送りつける
- サイト閲覧 アダルトサイトや動画サイトなど興味を持ちそうな サイト
- 広告 興味を引く広告
- メッセージアプリ 友達になりすまして近寄る

ウィルス感染ルート

- メールを開く
- 添付ファイルを開く
- 怪しいサイトの閲覧
- 怪しいサイトへ誘導
- 不審なソフトやアプリのインストール

ウィルス感染の被害例

- 個人情報や機密情報の漏 洩
- 情報が人質に (金銭要求)
- プライバシーが明け透け
- 他者の攻撃の踏み台
- 金銭等の無心や不適切行 為への助力要請

被害者なのに 社会的な非難 や制裁を受ける 可能性

@ 2010 LAC Co., Ltd.

情報セキュリティ対策

インシテント連首: 27. ウイルス (マルウェア) 感染

最新のOSやアプリ、ソフトウェアに更新する

ウィルス対策ソフトは最低限必要だが、万能ではない

バスワードはサービスごとに別々のものを

問題が起きたときには隠さず、すぐに連絡・報告・相談

決められたルール(規則・法律)を常に守るように意識する

@ 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 28. 情報漏えい(機密情報・個人情報等)

個人情報・機密情報とは

インシテント連目: 28 情報選えい (機密海峡・個人情報等)

個人情報

生存する個人に関する情報で、単独(氏名、住所、マイナンバー、指紋データ、口座番号、 顔の画像など)または組み合わせ(学校名+顔の画像、学校名+学籍番号など)で個人 を特定できる情報

個人情報保護法

- 個人情報を利用するすべての事業者(企業、個人事業主、町内会・自治会、同窓会など)が適用対象
- 個人情報取得時には使用目的の説明、取得時に説明した目的以外で使用する場合は事前に本人の同意、漏えいなどが生じないように安全に管理することが必要
- 本人以外の第三者に個人情報を渡す時は、原則として事前に本人の同意が必要
- ◆ 本人から個人情報の開示、訂正、利用停止の請求があった場合には対応する

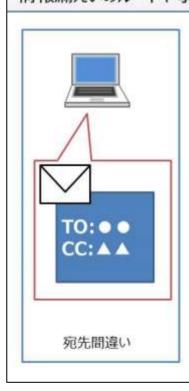
機密情報 (営業秘密)

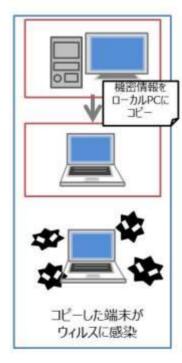
特定の企業を識別できる情報、秘密として管理されている情報、事業活動に有用な技術または営業上の情報、情報保有者の管理下以外では一般に入手できない情報 (在庫情報、企画書、顧客情報、給与情報、設計書、研究報告書など)

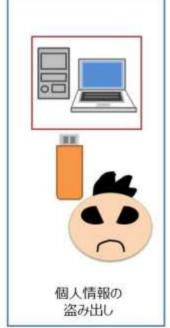
@ 2010 (AC Co. 1tm.

情報漏えいのルートや事例

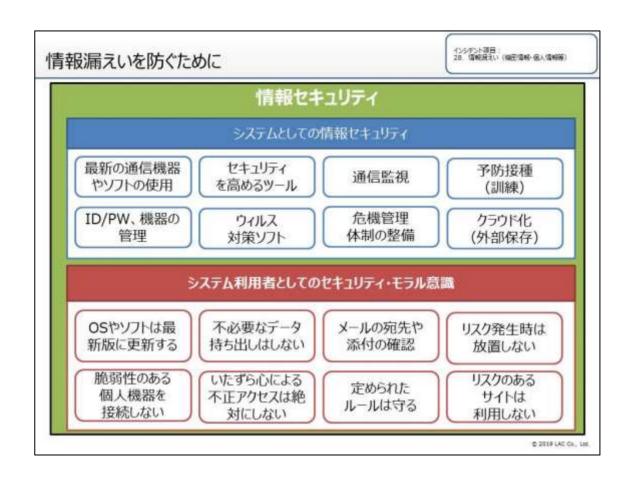
インシテント改善: 28 情報覚えい (機密情報・個人情報等)







@ 2019 LAC Co., Ltd



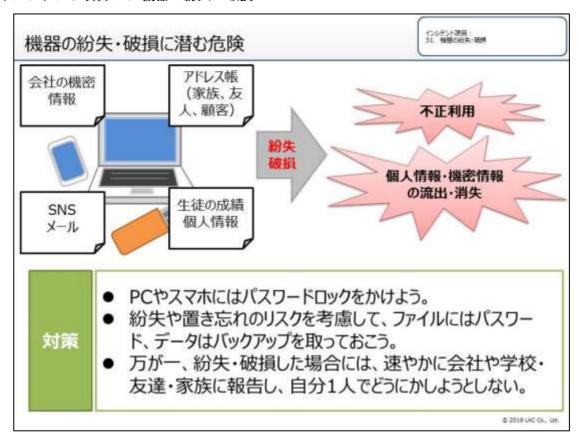
■ インシデント項目 29. OS やアプリの未更新



■ インシデント項目 30. 不十分な ID/パスワードの取り扱い



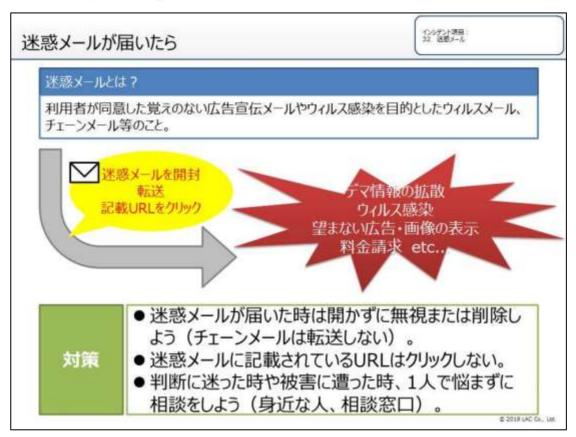
■ インシデント項目 31. 機器の紛失・破損



3. 消費者トラブル

- インシデント項目 32. 迷惑メール
- インシデント項目 33. 有害広告
- インシデント項目 34. 架空請求・不正請求
- インシデント項目 35. 高額課金
- インシデント項目 36. 情報商材
- インシデント項目 37. オンライン売買仲介サービスでのトラブル(インターネット・オークション、フリマにおけるトラブル)

■ インシデント項目 32. 迷惑メール



■ インシデント項目 33. 有害広告





■ インシデント項目 34. 架空請求・不正請求

もし架空請求・不正請求が送られてきたら

インシテント専用: 34. 架空珠水・不正珠ボ

「架空請求・不正請求」とは?

料金を支払うべき行為がないにもかかわらず金銭を請求されること。
また、利用料金等を請求されたり、常識的な対価以上の金額を請求されたりすること。

《もし架空請求・不正請求が送られてきたら》

ワンクリック詐欺や架空請求が来たら

絶対にお金を払ったり、連絡をしたりせず、 無視しましょう

どうしても心配だったら

電話で188 (消費生活相談センター) に相談してみましょう

電源をOFFにしても 画面から消えなくなったら 専門家に相談しましょう (学生の場合は保護者にも相談)

怪しい添付ファイルなど 開いてしまったら ウィルスに感染している恐れがあるので、すぐにインターネットから切り離しましょう

架空請求・不正請求などは、インターネットの利用者が簡単に被害に遭うような手段を使って、 皆さんに忍び寄ってきます。

被害に遭ったことを隠さず、すぐに身近な人や専門家に相談しましょう。

@ 2010 LAC Co. Ltd.

成人年齢が変わる?!

インシテント項目: 34 製空請求・不正請求

平成27年6月 公職選挙法改正 平成28年7月 参議院選挙 (18歳選挙権実施) 成年年齢 引下げの検討 20歳⇒18歳

18歳で成人になるということはどういうこと

- ◆ 親権者の同意なく確定的に契約等の法律行為を行うことができる
- ◆ 親権者の親権に服さなくなる
- ※親権とは、未成年者の子どもを監護・養育し、その財産を管理し、その子どもの 代理人として法律行為をする権利や義務のことをいいます。
- ◆ 少年法の改正も同時に検討されていますので、大人と同じように処罰

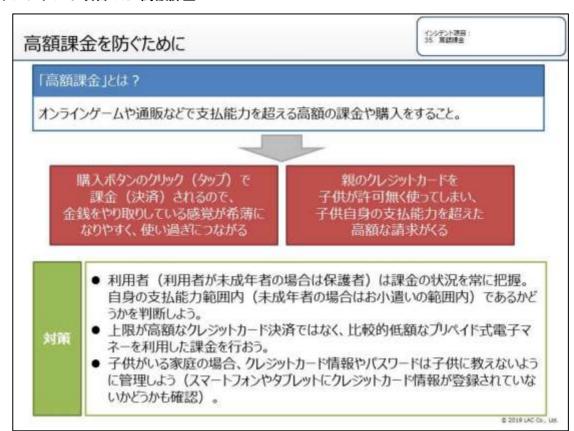
未成年者による親権者 (父及び母)の同意がない 契約は取り消すことが できる



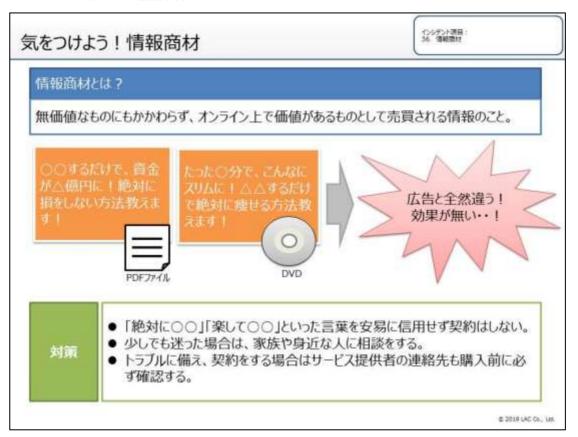
18歳、19歳が自身の判断 で行った契約を、 理由なく取り消すことが できなくなる

@ 2019 LAC Co., Ltd.

■ インシデント項目 35. 高額課金



■ インシデント項目 36. 情報商材



■ インシデント項目 37. オンライン売買仲介サービスでのトラブル (インターネット・オークション、フリマにおけるトラブル)

ろう。

インシテント専用: 37、オンライン売買枠介サービスでのトラブル(インタ-ネット・オークション、アリマにおけるトラブル) オンライン売買仲介サービスのトラブルを防ぐために 「オンライン売買仲介サービスでのトラブル」とは? インターネット上の売買を仲介するサービスを利用することで生じるトラブルのこと。 特にインターネット・オークション、フリマにおけるトラブルのこと。 トラブル事例 インターネット・オークションで インターネット・オークションで 限定品のバックを購入。 落札した中古車が納車後 フリマサイトで購入した 代金を振込んだがバックが すぐにエンジン不具合発生 ブランド品が偽物であった。 送られてこない上、出品者 (入札時に事前情報 と連絡がつかない。 無)。 品物について確認を十分にとろう。 ● 出品者(社)の評価を確認しよう。 出品者(社)を識別する情報(IDや住所など)や、やり取り 対策 の記録を控えておこう。 個人間の取引にはリスクもあり、自己責任が要求されることを知

@ 2019 LAC Co., Let

インシテント連直: 37、オンライン売買枠介サービスでのトラブル(インター ネット・メークション、アジマに応けるトラブル) チケット不正転売禁止法の成立 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律 2018年12月8日成立 2019年6月施行 映画、演劇、演芸、音楽、舞踏、その他の芸術及び芸能またはスポーツ 対象 上記の興行を行う場所に入場することができる証票(チケット) 興行主等(※)の有償譲渡を禁止する旨の明示 特定の日時及び場所並びに入場資格者又は座席が指定されたもの 入場資格者が指定された場合 氏名、電話番号、メールアドレス等の連絡先の明示 座席が指定された場合 氏名、連絡先の明示 興行主等(※)の同意のない有償譲渡で、 禁止 販売価格を超える価格で販売すること、購入すること 一年以下の懲役もしくは 副則 百万円以下の罰金又は併科 ※興行主又は興行主の同意を得て興行入場券の販売を業として行う者

「LAC」「ラック」「サイバー・グリッド・ジャパン」は、株式会社ラックの商標または登録商標です。この他、本書に記載した会社名・団体名、製品名、HP の名称等は、各社・各団体の商標または登録商標、製品名、HP の名称等です。

本書の著作権は株式会社ラックが保有します。

株式会社ラックは、本書の記載内容を利用(二次利用含む)した結果生じるいかなる損害・損失についても責任を負いません。本書に記載された情報は発行日時点のものであり、閲覧・提供される時点では変更されている可能性があることをご了承ください。情報モラル・情報セキュリティを含む情報の収集、読解、創造、分析、発信等の情報リテラシーの啓発(以下「本目的」といいます。)を目的とし、かつ対価を得ずに利用される限りにおいて、本書を紙媒体または電子媒体での配布や印刷(一部のみの印刷配布含む)をする場合には、株式会社ラックの改めての許諾は必要ありません。また、引用は著作権法に定められたルールに従い行ってください。本目的の範囲外の利用、または有償での利用を行う場合等、本書の利用にあたって株式会社ラックの許諾が必要な場合、または不明点がおありの場合は、株式会社ラック サイバー・グリッド・ジャパン 情報リテラシー啓発のための羅針盤 問合せ窓口(Mail:cgj-compass@lac.co.jp) までお問合せください。

情報リテラシー啓発のための羅針幣 参考スライド集

2019 年 3 月 1 日 第 1 版発行

株式会社ラック サイバー・グリッド・ジャパン

監修(五十音順)

坂元 章 お茶の水女子大学 教授

園田 寿 甲南大学法科大学院 教授

匹田 篤 広島大学大学院 准教授

町村 泰貴 成城大学 教授

村井 万寿夫 北陸学院大学 教授

株式会社ラック サイバー・グリッド・ジャパン